

1 量の見込み及び提供体制について

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋】

○ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

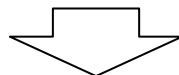
(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごと（調査段階では小学校区（下）で把握）に、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。下表を参酌して、平成27年度から平成31年度までの5か年分を算出

子ども・子育て支援法における認定区分等の別

- ① 1号認定 … 満3歳以上・教育時間認定 ⇒ 幼稚園又は認定こども園へ入所
- ② 2号認定 … 満3歳以上・保育認定 ⇒ 保育所又は認定こども園へ入所
- ③ 3号認定 … 満3歳未満・保育認定 ⇒ 保育所、認定こども園又は地域型保育事業へ入所

※ただし、3号認定は0歳及び1～2歳の区分を設定、保育の必要がある子どもについて、「保育標準時間」と「保育短時間」は分けない



(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の内容及びその実施時期（確保方策）を設定

保護者の就労状況や変化等によらず、柔軟に子どもを受入れるための確保体制、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえて設定（厚労省「待機児童解消加速化プラン（H25～H29）」では、H29年度末まで待機児童解消を目指す。）

【イメージ】 ※提供区域毎に作成		1年目（27年度）			2年目～		
		3～5歳 1号認定	3～5歳 2号認定	0～2歳 3号認定	3～5歳 1号認定	3～5歳 2号認定	0～2歳 3号認定
①量の見込み（必要利用定員総数）		500人	200人	200人	500人	200人	200人
②確保 の内容	教育・保育施設 （保育所・幼稚園・認定こども園）	400人	200人	80人	400人	200人	150人
	確認を受けない幼稚園	100人			100人		
	地域型保育事業			20人			30人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人

※0～2歳の子どもの保育利用率については、国が目標設定の考え方を提示し、各市が計画期間内における目標値を設定

※0～2歳・保育の必要なしの子どもについては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業等の利用希望を把握し、同様に計画へ記載

※事業所内保育は、当該企業の労働者に係る定員を除いたものを計画に定める

○ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育の量と同様に平成27年度から平成31年度までの5か年分を算出

教育・保育提供区域ごと（調査段階では小学校区（下）で把握）に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

【地域子ども・子育て支援事業】…全13事業

- | | | |
|-------------------|------------------|---------------------------------|
| ①延長保育事業 | ⑥病児・病後児保育事業 | ⑪養育支援訪問事業、要保護児童等の支援事業 |
| ②放課後児童クラブ | ⑦ファミリーサポートセンター事業 | ⑫実費徴収に係る補足徴収を行う事業（新規） |
| ③ショート・トワイライトステイ事業 | ⑧利用者支援事業（新規） | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） |
| ④地域子育て支援拠点事業 | ⑨妊婦健診 | |
| ⑤一時預かり事業 | ⑩乳児家庭全戸訪問事業 | |

※上記内で下線が引いてある事業が、今回、量の見込みを県に提出する地域子ども・子育て支援事業

(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の内容及びその実施時期（確保方策）を設定

保護者の就労状況や変化等によらず、柔軟に子どもを受入れるための確保体制、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえて設定

【イメージ】 (例：地域子育て支援拠点事業)	1年目 (27年度)	2年目 (28年度)	3年目～
量の見込み	500人日	600人日	600人日
確保方策	●箇所	◎箇所	◎箇所

【イメージ】 (例：一時預かり事業（幼稚園在園児）)	1年目 (27年度)	2年目 (28年度)	3年目～	
量の 見込み	①1号認定による利用	500人日	550人日	550人日
	②2号認定による利用	500人日	550人日	550人日
確保方策	一時預かり（在園児対象型）	1,000人日	1,100人日	1,100人日

2 量の見込みの算出項目について（全国共通）

	対象事業		対象児童
1	教育標準時間認定 【1号認定】	(幼稚園及び認定こども園利用) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2	保育認定【2号認定】	(幼稚園利用) <共働きであるが幼稚園利用のみの家庭>	3～5歳
		(保育所及び認定こども園利用)	3～5歳
3	保育認定【3号認定】	(保育所及び認定こども園+地域型保育事業利用)	0歳、1・2歳
4	延長保育事業		0～5歳
5	放課後児童クラブ		5歳(ただし、就学児童も対象可)
6	ショート・トワイライトステイ事業		0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業	・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3～5歳
		・上記以外	0～5歳
9	病児保育事業		0～5歳、小1～小6
10	ファミリーサポートセンター事業		0～5歳、小1～小3、小4～小6
11	利用者支援事業		0～5歳、小1～小6

1. 家庭類型の分類

タイプA～タイプFの8種類

タイプ	父母の有無と就労状況	教育・保育の別
タイプA	ひとり親家庭	保育
タイプB	フルタイム × フルタイム	保育
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間：月120時間以上+48*時間～120時間の一部)	保育
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間：月48*未満+48*時間～120時間の一部)	教育
タイプD	専業主婦(夫)	教育
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+48*時間～120時間の一部)	保育
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間：いずれかが月48*未満+48*時間～120時間の一部)	教育
タイプF	無業 × 無業	教育

※ 教育標準時間認定 … 1号認定(幼稚園及び認定こども園)

※ 保育認定 … 2号・3号認定(保育所、認定こども園及び地域型保育事業)

※ ただし、保育認定であっても、幼児期の学校教育の利用希望が強い場合は、幼稚園利用可